

高知くらしの護身術

446

もうけ話

支払い必要なら要注意

(2017年11月7日掲載原稿)

最近、消費生活センターに「もうけ話」に関する相談が多く寄せられています。

「知人から高額な配当を得られる金融商品の勧誘を受けた。信用できるか」「SNSをきっかけに、俺の投資話にだまされた。解約したい」などです。

個々の事業者の信用性や、商品・サービスの評価に関することは、消費生活センターでお答えできません。契約前の相談であれば、問題のある販売方法や契約する際の注意点などを情報提供し、相談者自身に判断していただくことになります。

契約後の場合、相談者の希望や契約の詳細を聞くことにはなりますが、事例のような俺の投資話なら詐欺的な事業者の可能性もあり、解約や返金の交渉は簡単ではありません。

また、「愚痴や悩み事を聞くだけで、お金がもらえるというサイトに登録したが、やりとりにはサイトの利用料がかかり、結局相手からはお金がもらえず損をした」という相談もありました。

「ネット上でお金がもらえたという書き込みがあったから登録した」という相談者もいましたが、その書き込みが事実かどうかは、誰も確認ができません。

相談者に、「どのような仕組みでもうかるのか」「なぜ事前にお金を支払う必要があったか」などを聞いても、取引についてよく理解していない人がほとんどです。調べてみると、相談者の理解と全く違った取引だったということもあります。

投資や入会金、登録費など、最初にお金を支払う必要がある取引は、周囲によく相談して、根拠を確認してからにしましょう。

うまいもうけ話はありません。不安を感じたら、早めに相談窓口を利用しましょう。消費者ホットライン【188】にかければ、近くの消費生活相談窓口につながります。